

失格判断基準
最低制限価格

4月から試行

予定価格5000万円未満の一般建築工事は36件、5000万円以上は43件を発注している。

愛知県 一般建築へ新たに導入

愛知県は4月1日から、一般建築工事の入札に「失格判断基準」と「最低制限価格」を試行的に設定する。両制度は昨年10月から、一般土木工事と舗装工事の土木系2工種で導入してきたが、建築系工事で発注件数の多い一般建築工事についても新たに試行することで、工事品質の低下につながる低価格受注を防止する。

県の発注部局のうち、一般建築工事の発注が最も多い建設部によると、07年度12月末現在で、

失格判断基準は、予定価格5000万円以上の工事に設定する。	具体的には、低入札価格調査の対象となった者の積算内訳の直接工事費が「予定価格の積算内訳で示された直接工事費の75%を下回った場合」を失格とする。
また、共通仮設費・現場管理費・一般管理費の合計額が「予定価格の積算内訳で示された共通仮設費の70%・現場管理費の60%・一般管理費の80%の合計額を下回った場合」を失格とする。	一方、最低制限価格は、
予定価格5000万円未満の工事が対象となる。	積算内訳の直接工事費・共通仮設費・現場管理費の合計の5分の1に1.05を乗じた価格を最低制限価格（低入札価格調査基準価格）とし、これを下回った応募者を失格とする。